明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　一
〔告　示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二七三）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　五五
会社その他
会社決算公告　五七

省　令

○厚生労働省令第十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十一条第三項、第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項、第二十条第一項並びに第四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「百万円」を「四十万円」に改める。

第十七条の二の表第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同表に次のように加える。

五	労働基準法施行規則別表第一の二第二号11の疾病	建設の事業	第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第二号11に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が五年に満たないもの

第二十条中「別表第三」の下に「（建設の事業又は立木の伐採の事業であつて、同項に規定する連続する三保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が四十万円以上百万円未満であるものにあつては、別表第三の二）」を加える。

第二十条の六中「別表第三の二」を「別表第三の三」に改める。

第三十五条第一項第一号中「百万円」を「四十万円」に改める。

「

1000分の32	1000分の20
1000分の41	1000分の40
1000分の87	1000分の88
1000分の30	1000分の19
1000分の6.5	1000分の5.5
1000分の70	1000分の58
1000分の24	1000分の25
1000分の103	1000分の89
1000分の15	1000分の16
1000分の11	1000分の10
1000分の18	1000分の17
1000分の13	1000分の13
1000分の14	1000分の15

」